

2021年10月15日
契約認定機関 御中
契約認証機関 御中
(登録認証組織 御中)

通知 JFSM_2021_C01N04 の解除および JFSM_2021_C01N05 のご案内について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM という)の活動にご支援、ご協力賜り有難うございます。

さて、JFSM は 2021 年 10 月 1 日付にて通知_JFSM_2021_C01N04「JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.1 および規格文書 Ver. 3.0 追補要求事項への対応要領」をご通知申し上げましたが、協会の意図を明確にするため、当該通知に一部文言を追記することといたしました。そこで、JFSM_2021_C01N04 を解除し、通知_JFSM_2021_C01N05 に差替えさせていただきます。

関係者の皆様におかれましては、ご多忙の中恐縮ですが、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 改定における移行方針

- 認定機関は、2022年1月1日以降、認証機関に対する認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査において、認証プログラム文書 Ver. 3.1 および追補要求事項に対する適合性を、認証機関の認証業務関連文書にて審査しなければならない。なお、認定サーベイランス審査または再審査の時点で、認証機関が認証プログラム文書 Ver. 3.1 に従った認証審査の実績を有する場合、認定機関は認証機関の実施状況を含めて審査を行うものとし、認定審査が実績に先行した認証機関は、次回以降の認定審査の機会に実績の評価を行うものとする。認定移行審査の期限は、2022年12月31日までとする。
- 認証機関が、追補要求事項に対する組織の適合性を審査する際、認証プログラム改定と追補要求事項との関連性は低いことから、認証機関が、認証プログラム文書 Ver. 3.1 への認定移行を含む認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査以前であっても、2022年1月1日以降において認証機関は、認証プログラム文書 Ver. 3.0 で認定された状態で追補要求事項の審査を実施できるものとする。
- 認証機関は、認証プログラム文書 Ver. 3.1 への認定移行準備および追補要求事項に対する認証審査準備を2021年12月31日までに完了させる。また、認証組織に対して追補要求事項を通知し、いつの認証審査で追補要求事項に対する適合性を審査するのかを計画しておかなければならない。
- 認証機関は、前述の計画に従い、2022年1月1日以降に実施される認証サーベイランス審査、再認証審査および通常のサイクル以外の審査において、組織の追補要求事項に対する適合性を審査しなければならない。なお、認証プログラム文書 Ver. 3.1 への認定移行準備および追補要求事項に対する認証審査準備が早期に整った認証機関は、その時点から追補要求事項の審査や認証プログラム文書 Ver. 3.1 での運用を実施できるものとする。

- 2020年の通知文書(JFSM_2020_C01N05)は有効のまま維持するものとし、認証機関および登録認証組織は、2022年1月1日以降に実施される審査を全て、追補要求事項を含めた審査としなければならない。なお規格文書 Ver. 2.3 から Ver. 3.0 への移行を計画していた認証組織の審査は、追補要求事項を含む Ver. 3.0 への移行審査と位置付ける。
またこの審査において発行する認証書に追補要求事項の追記を要求しないが、組織が求める場合はこの限りではない。
- 上記の認証移行審査は、原則、通知審査で実施することとし、認証組織が希望する場合に限り非通知での審査を認める。
- 認証機関および登録認証組織は、追補要求事項への移行審査を2022年12月31日までに実施しなければならない。

2. 改定にともなう対応

1) 契約認定機関の対応

2020年の通知(JFSM_2020_C01N05)は、有効のまま維持するものとする。(表1 番号1参照)

契約認定機関は、本文書に基づき、速やかに認定の移行に関する実施要領を認証機関に通知するとともに、JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.1 に整合した認定業務関連文書の改定と、認定に係る要員に対する研修(2021年9月10日実施ハーモナイゼーション会議資料に基づく)を含め、認定移行審査のための準備を2021年12月31日までに完了する。

契約認定機関は、各認証機関の認定サーベイランス審査、再審査、および特別審査において、認証機関の認証業務関連文書および可能な場合は運用状態を審査し、2022年12月31日までに認証プログラム文書 Ver. 3.1 への認定の移行審査を完了する。

一方、追補要求事項に対する組織の審査において、認証プログラム改定と追補要求事項との関連性は低いことから、JFSM は、契約認証機関が、認定移行審査をうける以前に2022年1月1日以降において、認証プログラム文書 Ver. 3.0 で認定された状態で追補要求事項を審査できるものと位置付ける。

表 1 認定審査における認証機関の認定移行スケジュール

番号	認定審査における 移行対応	年 月	2021					2022															
			8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
1	認証プログラムVer. 3.0への 認定移行			9/30 移行期限																			
2	認証プログラムVer. 3.1への 認定移行審査の準備		8/23 公表					12/31 準備完了															
3	認証プログラムVer. 3.1への 認定移行									1/1 認定移行 審査開始												12/31 移行審査 期限	

2) 契約認証機関の対応

契約認証機関は、認証プログラム文書 Ver. 3.1、追補要求事項、および本通知文書による移行要領について、認証組織への通知を行う。また契約認証機関は、以下の文書に基づき、認証活動に関わる要員への研修および認証業務関連文書の改定を進め、認定移行準備を2021年12月31日までに完

了させる。(表 1 番号 2、表 2 番号 6 を参照)

- (1) 認証プログラム文書 Ver. 3.1
- (2) 追補要求事項
- (3) 追補要求事項に基づくガイドライン Ed. 1.1 (JFSM_2021_C01N03)
- (4) (1)～(3)を説明したハーモナイゼーション会議(2021年9月10日実施)資料

契約認証機関は、認定機関が発行する認定の移行審査の実施要領に従い、2022年12月31日までに認定の移行審査を完了させる。

契約認証機関は、認証組織に対して追補要求事項を通知し、いつの認証審査で追補要求事項の適合性を審査するのかを計画しておかなければならず、その計画に従い、2022年1月1日以降に実施される認証サーベイランス審査、再認証審査および通常のサイクル以外の審査において、組織の追補要求事項に対する適合性を審査しなければならない。

なお、認証プログラム文書 Ver. 3.1 への認定移行準備および追補要求事項に対する認証審査準備が早期に整った契約認証機関は、その時点から追補要求事項の審査や認証プログラム文書 Ver. 3.1 の運用を実施できるものとする。

2020年の通知(JFSM_2020_C01N05)は、有効のまま維持するもの(表 2 番号 4、5 参照)とし、契約認証機関および登録認証組織は、2022年1月1日以降に実施される審査を全て、追補要求事項を含めた審査としなければならない。なお規格文書 Ver. 2.3 から Ver. 3.0 への移行を計画していた認証組織の審査は、追補要求事項を含む Ver. 3.0 への移行審査と位置付ける(表 2 番号 5 波線矢印、番号 7 参照)。この認証移行審査は、原則、通知審査で実施することとし、認証組織が希望する場合に限り非通知での審査を認める。

一方、追補要求事項に対する組織の審査において、認証プログラム改定と追補要求事項との関連性は低いことから、JFSM は、契約認証機関が、認定移行審査をうける以前に2022年1月1日以降において認証プログラム文書 Ver. 3.0 で認定された状態で追補要求事項を審査できるものと位置付ける。またこの審査において発行する認証書に追補要求事項の追記を要求しないが、組織が求める場合はこの限りではない。

表 2 認証組織に対する認証機関の移行審査スケジュール

番号	認証審査における移行対応	年 月	2021				2022												
			8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
4	認証組織における規格文書Ver3.0への整合			移行準備 9/30 完了															
5	認証文書Ver.2.3からVer. 3.0への認証移行				10/1以降 Ver. 3.0												9/30 移行審査 期限		12/31 移行完了
6	認証機関および組織における規格文書Ver. 3.0追補要求事項への整合		8/23 追補公表	整合開始				12/31完了 (予定)											
7	規格文書Ver. 2.3からVer. 3.0への認証移行を含む追補要求事項の適合性審査								1/1 審査開始										12/31 移行審査 期限

3) 登録認証組織の対応

2020年の通知(JFSM_2020_C01N05)は、有効のまま維持するものとする(表2 番号4、5)。登録認証組織は、2022年1月1日以降2022年12月31日までの間に実施されるサーベイランス審査、再認証審査および通常サイクル以外の審査が、追補要求事項への適合性評価を含めた審査となることを踏まえ、2021年8月23日に公表した追補要求事項およびガイドライン Ed. 1.1 (JFSM_2021_C01N03)を参照し、必要に応じて適合させるための準備を進める。なお規格文書 Ver. 2.3 から Ver. 3.0 への移行を計画していた審査と重なる場合は、追補要求事項を含む Ver. 3.0 への審査となる。

なお上記の認証移行審査は、原則、通知審査で実施することとし、認証組織が希望する場合に限り非通知での審査を認める。

追補要求事項に対する組織の審査において、認証プログラム改定と追補要求事項との関連性は低いことから、JFSM は、契約認証機関が、認定移行審査をうける以前に2022年1月1日以降において追補要求事項を審査できるものと位置付ける。

以上